

令和5年11月1日
津市環境政策課

津市一般廃棄物収集運搬業許可に関する方針

令和5年11月1日に津市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行ったことに伴い、本市の一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物収集運搬許可業者数を勘案して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条1項及び第2項に係る、新規許可及び許可更新申請に関する方針について、以下のように取り扱いを行う。

○新規許可申請（令和6年4月1日より適用）

現在、本市は既存の一般廃棄物収集運搬業許可業者で、市内の一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に行っている状況にある。

許可業者の濫立によって、一般廃棄物収集運搬業の需給の均衡が損なわれ、価格競争等で廃棄物が適正に処分されず環境衛生の悪化を招き、ひいては市民の健康や生活環境に被害が及ぶことが懸念されるため、令和6年4月1日から当面の間、法第7条第1項に係る新規許可を認めないこととする。

○許可更新申請（令和6年4月1日より適用）

新規許可の制限の趣旨及び市内の一般廃棄物の排出量が年々減少していることを踏まえ、当該許可期間中（2年間）に、法第7条第1項の許可を必要とする、一般廃棄物の収集及び運搬を必要とする業務を一度も行っていない場合、又は本市が発注する業務で一般廃棄物の収集運搬が業務の内容に含まれてるものを受注していない場合で、特段の理由を除いて、当該許可に対する許可更新を原則認めないこととする。

○例外規定

下記の理由に該当する場合は、上記の取扱いに関わらず例外的に、法第7条第1項の許可を認める場合がある。

1. 本市又は既存の許可業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合。
2. 本市又は既存の許可業者の処理方法以外で、一般廃棄物の減量化・資源化の推進となる場合。
3. 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有している状態で、個人が法人化する場合、又は法人同士が合併する場合等、新設された法人等で一般廃棄物の収集運搬業が適切に行われると認められる場合。
4. 上記以外で、特別に市長が認める場合。